

## 伊賀市小学校給食センター整備運営事業 基本協定書（案）

伊賀市小学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、伊賀市（以下「甲」という。）と、[●]グループの代表企業、構成企業及び協力企業（以下これらを総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、代表企業及び構成企業が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で、本事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について、必要な事項を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者との間の事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議において、本事業の入札手続における甲の要望事項を尊重しなければならない。

### （事業予定者の設立）

第3条 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後速やかに、事業予定者を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として伊賀市内に設立し、その商業登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。

2 代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資比率は出資額全体の2分の1を上回らなければならない。

3 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。

4 代表企業及び構成企業は、出資者保証書（別記様式第1号）に定める数量の事業予定者の株式の引受を行うものとする。

5 代表企業及び構成企業は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、事業予定者の株式を譲渡することはできないものとする。

6 事業予定者の定款の変更を行う場合には、事前に甲に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。

### （株式の譲渡）

第4条 代表企業及び構成企業は、入札説明書等に示す事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得なければならない。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき甲の承認を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、速やかに担保権設定契約書の写しを甲に提出しなければならない。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者による本事業の実施に関し、設計に係る業務を●に、建設に係る業務を●に、工事監理に係る業務を●に、調理設備等調達・設置に係る業務を●に、維持管理に係る業務を●に、運営に係る業務を●に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、当該契約書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

- 3 事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に遂行しなければならない。

(事業契約等)

第6条 甲、代表企業及び構成企業は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、平成30年5月●日を目途として、甲と事業予定者との間において、締結するものとする。

- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について伊賀市議会で議決されたときに本契約となるものとする。

- 3 甲及び乙は、入札説明書に合わせ公表した事業契約書(案)の内容に関し、入札前に確定することができなかつた事項を除いては、原則として変更しないものとする。

- 4 甲及び乙は、事業仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。なお、甲は、前2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約の効力発生前に、本事業の入札手続に関し、乙のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたとき、事業予定者との間で事業契約を締結せず、又は本基本協定及び事業契約の仮契約の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は、乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体(以下「事業者団体」という。なお、乙と事業者団体とを併せて以下「乙等」という。)が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して

行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく乙に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 本事業に関し、納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本事業に関し、乙の役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
  - (5) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (6) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (10) 役員等又は使用人が、前5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (11) 本事業に関して、甲の入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けたとき。
  - (12) 入札説明書に定める参加資格（以下「参加資格」という。）の全部又は一部が欠けたとき。
- 5 前項第12号の定めにかかわらず、事業契約の本契約の成立までの間に、乙のうち、代表企業以外の構成企業又は協力企業（以下併せて「構成企業等」という。）が参加資格を

欠くに至った場合で、乙が参加資格を欠いた者に代えて、参加資格を有する構成企業等を補充し、甲が参加資格等の確認及び事業予定者としての事業能力を勘案したうえで、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、甲は、事業契約の仮契約を締結し又は本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成企業等の参加資格を確認する基準日は、当初の構成企業等が参加資格を欠いた日とする。

- 6 甲は、乙の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、乙に対し、本事業に係る事業契約書（案）別紙 5 に規定するサービス対価 A 及びサービス対価 B の合計額から開業準備費及び割賦手数料を控除した金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を請求することができるものとする。
- 7 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（出資者保証書等）

第 7 条 代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、出資者保証書を甲に提出するとともに、代表企業は、事業予定者設立時に、事業予定者の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書（別記様式第 2 号）を徴求して甲に提出しなければならない。

（準備行為）

第 8 条 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ相当な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

（資金調達）

第 9 条 代表企業及び構成企業は、乙が本事業に関して甲に提出した提案書に従い、事業予定者への出資、募集、借入れその他事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項に基づく資金調達を行うにあたり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他甲の指定するものについて、甲に提出しなければならない。

（事業契約不調の場合の処理）

第 10 条 甲と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第 6 条第 6 項に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定

めがない限り、甲及び乙（事業予定者を含む。以下、本条において同じ。）が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、甲及び乙は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

（有効期間）

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第12条 甲は、事業契約書（案）に示す事業期間において、本事業の入札手続きに関し、第6条第4項各号のいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、本事業に係る事業契約書（案）別紙5に規定するサービス対価A及びサービス対価Bの合計額から開業準備費及び割賦手数料を控除した金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができるものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（秘密保持）

第13条 甲及び乙は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

（基本協定の変更）

第14条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第15条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争を解決する第一審の専属管轄裁判所は、津地方裁判所伊賀支部とする。

(その他)

第16条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲及び乙の代表企業がそれぞれ1部を保有する。

平成30年4月 日

甲 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市長 岡本 栄

乙

●

● (代表企業)

代表取締役 ● 印

●

● (構成企業)

代表取締役 ● 印

●

● (構成企業)

代表取締役 ● 印

●

● (協力企業)

代表取締役 ● 印

平成30年 月 日

伊賀市長 岡本 栄 様

## 出 資 者 保 証 書

伊賀市（以下「市」という。）及び株式会社●（以下「事業者」という。）の間において、平成30年〔 〕月〔 〕日付けで締結された伊賀市小学校給食センター整備運営事業契約書（以下「事業契約書」という。）に関して、株主である●、●、●、●及び●（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

### 記

- 1 事業者が、平成30年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は●株であること。  
(2) 本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●が、●株は●が、●株は●が、●株は●が、●株は●がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、●、●、●、●、●が保有する議決権の合計割合が全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、●の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

● (住所)  
● (代表企業名)  
代表取締役 ● 印

● (住所)  
● (構成企業名)  
代表取締役 ● 印

● (住所)  
● (構成企業名)  
代表取締役 ● 印

● (住所)  
● (構成企業名)  
代表取締役 ● 印

● (住所)  
● (構成企業名)  
代表取締役 ● 印



平成30年 月 日

伊賀市長 岡本 栄 様

## 誓 約 書

伊賀市（以下「市」という。）及び株式会社●（以下「事業者」という。）の間において、平成30年5月に締結予定である伊賀市小学校給食センター整備運営事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[ ]株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

●（住所）  
●（企業名）  
代表取締役

印